

栃木県立図書館協議会に関する条例

昭和三十七年三月三十日栃木県条例第七号

○最終改正：平成二十七年十二月二十四日栃木県条例第五十八号

(設置)

第一条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十四条第一項の規定に基づき、栃木県立図書館に栃木県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員の任命の基準等)

第二条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命する。

2 委員の定数は、十人以内とする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(中略)

附 則（一部改正）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(栃木県手数料条例の一部改正)

2 (省略)

(栃木県図書館協議会に関する条例の一部改正)

3 (省略)